

# 長野県認知症介護研修事業業務委託候補者選定審査会設置要領

## 1 目的

この要領は、長野県認知症介護研修事業業務委託者公募実施要領（以下「公募実施要領」という。）に基づいて応募があった提案を審査し、長野県認知症介護研修事業の業務委託候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

## 2 審査会の設置

上記1の候補者を選定するために「長野県認知症介護研修事業業務委託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。

## 3 審査会の構成

- (1) 審査会は、別表の委員をもって構成する。
- (2) 審査会の委員長は、長野県健康福祉部介護支援課長とする。また、副委員長は長野県健康福祉部保健・疾病対策課長とする。
- (3) 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (4) 審査会は、委員長が招集し、委員長が議長になる。
- (5) 審査会は、委員の過半数の者が出席しなければならない。なお、出席できない委員は、代理の者を指定し出席させることができるものとする。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 4 審査事項

審査会は、公募実施要領に基づき提出された提案を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる者を候補者として選定するものとする。

## 5 審査方法

審査方法は別に定める。

### 別表

#### 審査会委員名簿

職 名	備考
介護支援課長	◎
保健・疾病対策課長	○
介護支援課企画幹兼課長補佐兼計画係長	
介護支援課課長補佐兼サービス係長	
保健・疾病対策課課長補佐兼心の健康支援係長	

◎は委員長、○は副委員長

### 附則

この要領は、令和3年2月24日から施行する。